

# うるま市東照間商業等施設清掃管理委託業務仕様書

うるま市を甲とし、東照間商業等施設清掃管理委託業務契約にかかる業務（以下「本業務」という。）の受託者を乙とし、本業務を実施するために必要な仕様を定める。

1. 委託業務名           うるま市東照間商業等施設清掃管理委託業務

2. 履行場所

うるま市東照間商業等施設および周辺

（うるま市与那城照間 1860 番地 1、1860 番地 3）

3. 履行期間

自       令和 6 年 4 月 1 日

至       令和 7 年 3 月 31 日

4. 対象業務

- I 施設内トイレ清掃（従業員トイレ）
- II 施設内トイレ清掃（1 階及び 2 階共用トイレ）
- III 窓枠及びガラス面の清掃
- IV 施設内面床清掃及び遊歩道清掃
- V 草刈清掃

5. 業務内容

I 施設内トイレ清掃(1 階従業員入口近く)

(ア) 清掃実施日は週 1 回実施すること。（但し祝祭日は除く）

(イ) 雨天その他気象条件等により汚れた場合については、適時清掃を行い、清掃後のゴミは乙が処理をすること。

(ウ) トイレットペーパー及び手洗い用石鹼液の補充をすること。

II 施設内トイレ清掃(1 階及び 2 階共用トイレ)

(ア) 清掃実施日は月～金曜日の週 5 日実施すること。（但し祝祭日は除く）

(イ) 雨天その他気象条件等により汚れた場合については、適時清掃を行い、清掃後のゴミは乙が処理をすること。

(ウ) トイレットペーパー及び手洗い用石鹼液の補充をすること。

### Ⅲ 窓枠及びガラス面の清掃

- (ア) 窓枠及びガラス面は適正洗剤を用いて洗浄し仕上げは入念に行うこと。
- (イ) 窓枠及びガラス面(内外)の清掃範囲は別紙【窓枠及びガラス面清掃箇所指示図】のとおりとし、年2回行う。

### Ⅳ 施設内床面清掃及び遊歩道清掃

- (ア) 床面(ジュータン部分を除く)は自在ほうきを使用してごみを除去しモップ仕上げを行う。
- (イ) 遊歩道は自在ほうきを使用してごみを除去する。必要に応じモップ仕上げを行う。

### Ⅴ 草刈清掃

- (ア) 草刈清掃は年10回及び年7回行い、甲が支持する月に実施すること。
- (イ) 草刈を実施した後の刈り草については乙が責任を持って処分すること。
- (ウ) 草刈箇所については、別紙【草刈り清掃箇所指示図】のとおりとする。

## 6. 費用の負担等

- I 本業務に使用する洗剤、清掃用具、手洗い用石鹼液、トイレトペーパー等については、乙の負担とする。
- II 本業務に必要な資機材置場は、甲が場所を指定し、乙に無償で提供する。

## 7. 業務の報告

- I トイレ清掃については、トイレ清掃作業報告書を作成し、1ヶ月分をまとめて翌月10日までに甲に提出する。
- II 草刈清掃については、作業終了後に草刈り実施前、実施中、実施後の写真等を添付した草刈実施報告書を作成し、草刈実施月の翌月10日までに甲に提出する。

## 8. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。